

新旧対照表（1／8）高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領

※変更箇所（下線）

旧	新	概要
高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領	高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領	
<p><b>2. 予算額</b> 60,000 千円（一）15,000 千円（国）45,000 千円 ※国費財源としては、内閣府が実施する<u>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</u>及び環境省が実施する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しています。</p> <p><b>3. 募集期間</b> <u>令和7年10月31日（金）</u>まで 17 時必着 ※ 募集開始日から先着順で受付、審査します。 ※ 募集期間内であっても、<u>内示額</u>の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。</p> <p><b>4. 事業の期間</b> 本事業における補助事業の完了※及び実績報告書の提出は、原則として<u>令和8年2月27日（金）</u>までとなります。補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付対象外となります。 また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む）している事業は対象となりません。 ※ 補助事業の完了とは 本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡し済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。太陽光発電設備等の導入が完了し、電力の供給ができる状況であることが必要です。 ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、補助事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合、補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付の対象外とします。</p> <p><b>5. 補助の対象となる事業</b> (1)補助対象事業について 補助の対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際、6.において後述する補助施設で必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ5kW以上の太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とします。 また、補助施設に太陽光発電設備又は蓄電池設備を既に導入しており、新たに太陽光発電設備又は蓄電池設備を導入する場合は補助対象となります。ただし、事業完了後には要件を満たす太陽光発電設備と蓄電池設備の両方が稼働している状態となる必要があります。  ※要件等の詳細は6.以降をご確認ください。 なお、上記の内容を満たす事業として、具体的には、以下アからウのいずれかに該当する事業が補助対象です。</p>	<p><b>2. 予算額</b> <u>1億2,500万円（国）</u> ※国費財源としては、環境省が実施する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しています。<u>また、一部、内閣府が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。</u></p> <p><b>3. 募集期間</b> <u>令和8年10月30日（金）</u>まで 17時必着 ※ 募集開始日から先着順で受付、<u>申請書類</u>の審査をします。 ※ 募集期間内であっても、<u>申請を受けた金額</u>の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。</p> <p><b>4. 事業の期間</b> 本事業における補助事業の完了※及び実績報告書の提出は、原則として<u>令和9年2月26日（金）</u>までとなります。補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付対象外となります。 また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む）している事業は対象となりません。 ※ 補助事業の完了とは 本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡し済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。太陽光発電設備等の導入が完了し、電力の供給ができる状況であることが必要です。 ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、補助事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合、補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付の対象外とします。</p> <p><b>5. 補助の対象となる事業</b> (1) 補助対象事業について 補助の対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際、6.において後述する補助施設で必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ5kW以上の太陽光発電設備及び蓄電池設備を<u>セット</u>で導入する事業とします。 また、補助施設に太陽光発電設備又は蓄電池設備を既に導入しており、<u>導入していない太陽光発電設備又は蓄電池設備を新たに導入する場合には補助事業となります。ただし、事業完了後には要件を満たす太陽光発電設備と蓄電池設備の両方が稼働している状態となる必要があります。</u> <u>既に太陽光発電設備が設置されており、新規に蓄電池のみを導入する場合は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金での補助の対象となります。</u> ※ 要件等の詳細は6以降をご確認ください。 なお、上記の内容を満たす事業として、具体的には、以下アからウのいずれかに該当する事業が補助対象です。</p>	<p>・ メインの財源は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金であり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は蓄電池のみの補助に活用予定</p> <p>太陽光発電設備と蓄電池両方又は今回片方導入することで両方が稼働するものが補助対象となることを明文化</p>

新旧対照表（2／8）高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領 ※変更箇所（下線）

旧	新	摘要
<p>&lt;補助の対象となる事業&gt;</p> <p>ア 新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業</p> <p>イ 既に5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を設置し、新たに蓄電池設備を導入する事業</p> <p>ウ 既に蓄電池設備を設置し、新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入する事業</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p><b>6. 補助の対象となる施設</b></p> <p>(1) 補助対象施設について</p> <p>補助の対象となる施設（補助施設）は、県内に所在する事業所であり、かつ7.にて後述する補助対象事業者が太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する施設とします。</p> <p>また、補助施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。</p> <p>なお、補助事業者が自らが所有する施設でない場合は、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ることが必要です。</p> <p>(2) 地方公共団体が所有する施設について</p> <p>原則として、地方公共団体が所有する施設は補助施設となりません。ただし、以下アからウに掲げる施設に該当するものについては、この限りではありません。</p> <p>ア 県内の市町村によって福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 20 条の6 第 5 号に規定するものをいう。）に指定されている福祉施設（高齢者関係施設、障害児・者関係施設、児童関係施設等）</p> <p>イ 県内の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。）</p> <p>ウ 県内の市町村によって救護病院又は医療救護所に指定されている診療所</p> <p>(3) 併用住宅（店舗兼住宅）について</p> <p>併用住宅（店舗兼住宅）を導入する場合は、以下アからウの要件を満たせば補助の対象となります。</p> <p>ア 発電した電力は事務所部分で全量消費すること。また、全量消費していることを電力メーターの切り分け等で確認できること</p> <p>イ 店舗部分を営む事業者が個人事業主ではなく、法人化していること</p> <p>ウ その他交付要綱、募集要領に記載の要件を満たすこと（耐震基準を満たすことなど）</p>	<p>&lt;補助の対象となる事業&gt;</p> <p>ア 新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備及び蓄電池設備を<u>セット</u>で導入する事業</p> <p>イ 既に蓄電池設備を設置し、新たに5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を導入する事業</p> <p><u>※ イの事業の場合に、新たに導入する太陽光発電設備が蓄電池設備に対し、必ず電力供給を実施できる必要はありません。ただし、新たに導入する太陽光発電設備を既存の蓄電池設備に接続しない場合は、新たに導入する5kW以上の自立運転機能付き太陽光発電設備の内、自立運転機能付きのパワーコンディショナーから非常時等にも電源を供給することが可能となるよう、非常用コンセントを必ず1つ以上設置するようにしてください。（設置箇所については、屋外、屋内問いません）</u></p> <p>ウ 既に5kW以上の自立運転機能付きの太陽光発電設備を設置し、新たに蓄電池設備を導入する事業</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p><b>6. 補助の対象となる施設</b></p> <p>(1) 補助対象施設について</p> <p>補助の対象となる施設（補助施設）は、県内に所在する事業所であり、かつ7にて後述する補助対象事業者が太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する施設とします。</p> <p>また、補助施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。</p> <p>なお、補助事業者が自らが所有する施設でない場合は、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ることが必要です。</p> <p>(2) 地方公共団体が所有する施設について</p> <p>原則として、地方公共団体が所有する施設は補助施設となりません。ただし、以下アからウに掲げる施設に該当するものについては、<u>補助対象先が地方公共団体でない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>ア 県内の市町村によって福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 20 条の6 第 5 号に規定するものをいう。）に指定されている福祉施設（高齢者関係施設、障害児・者関係施設、児童関係施設等）</p> <p>イ 県内の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。）</p> <p>ウ 県内の市町村によって救護病院又は医療救護所に指定されている診療所</p> <p>(3) 併用住宅（店舗兼住宅）について</p> <p>併用住宅（店舗兼住宅）を導入する場合は、以下のアからウの要件を満たせば補助の対象となります。</p> <p>ア 発電した電力は事務所部分で全量消費すること。また、全量消費していることを電力メーターの切り分け等で確認できること</p> <p>イ 店舗部分を営む事業者が個人事業主ではなく、法人化していること</p> <p>ウ その他交付要綱、募集要領に記載の要件を満たすこと（耐震基準を満たすことなど）</p>	<p>R7年度の事例により明文化</p> <p>財源の変更により地方公共団体が対象外となった</p>

新旧対照表（3／8）高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領 ※変更箇所（下線）

旧	新	概要
<p><b>7. 補助対象者</b>            (1) 補助対象者  <u>市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）</u>もしくは、<u>県内に事業所を有する（所有又は管理する）法人</u>で以下アからクのいずれかに該当する場合は、補助対象者となります。            ア～ク 略            (2)・(3) 略</p> <p><b>8. 補助の対象となる設備</b>            (1)～(3) 略            (4) 略            (5) 蓄電池設備を導入する場合は、以下のアからウの全ての要件を満たす蓄電池設備であること。            ア～イ 略            ウ 業務用蓄電池（20kWh以上）を導入する場合は次の(ア)、家庭用蓄電池（20kWh未満）を導入する場合は次の(イ)に規定する設備要件を満たすこと。            (ア) 略            (イ) 家庭用蓄電池（20kWh未満）は以下の a～f の全てを満たすこと。            a 蓄電池パッケージ            蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。            ※ 初期実効容量は、<u>JEM規格</u>で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。            b 性能表示基準            初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。            (a) 初期実効容量            製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、<u>一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」</u>を参照すること）            (b)～(f) 略            c～e 略            f 略            ※ 略            ※ 略            ※ 略</p>	<p><b>7. 補助対象者</b>            (1) 補助対象者  <u>県内に事業所を有する（所有又は管理する）法人</u>で以下アからクのいずれかに該当する場合は、補助対象者となります。            ア～ク 略            (2)・(3)略</p> <p><b>8. 補助の対象となる設備</b>            (1)～(3) 略            (4) 略            (5) 蓄電池設備を導入する場合は、以下のアからウの全ての要件を満たす蓄電池設備であること。            ア～イ 略            ウ 業務用蓄電池（20kWh以上）を導入する場合は次の(ア)、家庭用蓄電池（20kWh未満）を導入する場合は次の(イ)に規定する設備要件を満たすこと。            (ア) 略            (イ) 家庭用蓄電池（20kWh未満）は以下の a～f の全てを満たすこと。            a 蓄電池パッケージ            蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。            ※ 初期実効容量は、<u>JIS C 4413</u>で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。            b 性能表示基準            初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。            (a) 初期実効容量            製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、<u>JIS C 4413</u>を参照すること）            (b)～(f) 略            c～e 略            f 略            ※ 略            ※ 略            ※ 略</p>	<p>地方公共団体が対象外</p> <p>「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」 別表 2 の記載に合わせる</p> <p>「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」 別表 2 の記載に合わせる</p>

旧	新	摘要
<p>※ 略</p> <p>※<u>JEM規格</u>で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p><b>9. 補助対象経費及び対象外経費</b></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用について一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用は補助対象外とします。そのため、これらの手続きは本事業の交付決定前から行うことは差し支えありません。</p> <p><b>10. 補助率</b></p> <p><u>補助対象経費総額から寄附金その他収入の額を控除した金額の3分の1以内</u> <u>(ただし、500万円を上限額とします。)</u></p>	<p>※ 略</p> <p>※<u>JIS C 4413規格</u>で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p><u>エ 家庭用蓄電池（20kWh 未満）については、工事費込み税抜き</u>の導入価格を125,000円/kWh業務用蓄電池（20kWh 以上）については、119,000 円/kWh 以下となるよう努めること。</p> <p><b>9. 補助対象経費及び対象外経費</b></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用は補助対象外とします。そのため、これらの手続きは本事業の交付決定前から行うことは差し支えありません。</p> <p>(9) <u>非常用コンセントの設置に係る費用について</u> <u>新たに導入する太陽光発電設備を既存の蓄電池設備に接続しない場合に新たに導入する5kW以上の自立運転機能付き太陽光発電設備の内、自立運転機能付きのパワーコンディショナーから非常時等にも電源を供給することが可能となるよう設置する非常用コンセントは補助対象とします。</u></p> <p><b>10. 補助金額</b></p> <p><u>各補助対象設備ごとにそれぞれ、以下のとおりとします。</u></p> <p><b>1 太陽光発電設備</b></p> <p><u>補助金額は、太陽光発電設備に係る設備容量※の合計値のkW数（その数に1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に5万円を乗じて得た額とし、上限を1件当たり750万円とする。</u></p> <p>※ <u>太陽光発電設備の補助金の算定に用いる「設備容量」は、「太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方とする。</u></p> <p><b>2 蓄電池</b></p> <p><u>補助金額は、以下の①、②のいずれかとし、上限を1件当たり100万円とする。なお、その額に1,000円未満の端数が発生する場合は、1,000円未満を切り捨てる。</u></p> <p>① <u>蓄電池の1kWh当たりの価格が、工事費込み税抜き16万円以上の場合</u> <u>16万円に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量（kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた数）を乗じて得た額</u></p> <p>② <u>蓄電池の1kWh当たりの価格が、工事費込み税抜き16万円未満の場合</u> <u>蓄電池の1kWh当たりの工事費込み税抜き価格に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量（kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた数）を乗じて得た額</u></p>	<p>再エネ推進交付金の交付対象事業として、蓄電池の導入に関して、一定金額以下となるよう務めることと定められているため</p> <p>非常用コンセントが補助対象となることを環境省に確認済</p>

旧	新	摘要
<p><b>1 1. 事業計画書の提出</b>                      補助を希望する事業者は、事業計画書（様式1）を提出してください。                      ※ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。                      事業計画書に添付する書類は以下①から⑧のとおりです。                      なお、⑦、⑧は「<u>過去5年間に省エネ診断を受けた中小企業者等</u>」に該当する場合のみ添付が必要です。（該当なし場合は提出不要）</p> <p>①事業計画（<u>様式2</u>）</p> <p>②導入量算定シート（<u>様式3</u>）</p> <p>③太陽光発電設備を利用した取組事項（<u>様式4</u>）及び様式4について確認できる書類 ※1</p> <p>④補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量について、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上であることを確認できる書類 ※2</p> <p>⑤業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料（1者のもので可）</p> <p>⑥事業実施場所の位置図及び、設備の配置予定図</p> <p>⑦補助事業者が中小企業者等（<u>中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号から第11号のいずれかに該当するもの又は、資本金や従業員数等が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者の範囲と同等の規模と認められる法人</u>）の場合は、<u>中小企業者等であることを確認できる書類</u> ※3</p> <p>⑧補助事業者が省エネ診断等を過去5年間に受けている場合は、<u>省エネ診断等を受けていることを確認できる書類（診断報告書の写しなど）</u> ※3</p> <p>※1 添付書類③について                      当該資料に記載の取組を持って本事業の採択、不採択を決定いたします。                      そのため、補助事業完了後、実際に実施できる取組を記載いただくとともに「可能である」といった表現は避けていただきますようお願いします。</p> <p>※2 添付書類④について                      添付書類①の事業計画（<u>様式2</u>）に記載いただく、補助施設の直近1年間で消費した電力量と、導入する太陽光発電設備で発電する見込みの電力量（1年間）を月別で確認できる資料の提出が必要です。具体的には、以下の資料を提出いただければ問題ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月別の補助施設の電気使用量の明細の写し（補助施設の直近1年間で消費した電力量）</li> <li>・月別の年間発電シュミレーション（導入する太陽光発電設備での発電見込み電力量）</li> </ul> <p>※3 添付書類⑦及び⑧について  <u>添付書類③に記載の取組を持って本事業の採択不採択を決定しますが、補助事業者が中小企業者等に該当し、かつ、過去5年以内に省エネ診断等を受けた事業所にて補助事業を実施する場合には、審査に加点を行うこととしております。</u></p>	<p><b>1 1. 交付申請書の提出</b>                      補助を希望する事業者は、交付申請書（様式1）を提出してください。                      ※ ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。                      交付申請書に添付する書類は以下の①から⑦までのとおりです。</p> <p>①事業計画及び収支予算書（<u>交付申請書の別紙1及び別紙2</u>）</p> <p>②太陽光発電設備を利用した取組事項（<u>交付申請書の別紙3</u>）及び交付申請書の別紙3について確認できる書類 ※1</p> <p>③誓約書兼同意書（<u>交付申請書の別紙4</u>）</p> <p>④県税の滞納がないことを証する発行後3ヶ月以内の納税証明又は県税完納情報の提供に係る同意書（<u>交付申請書の別紙5</u>）及び本人確認書類の写し</p> <p>⑤補助事業者が本事業で導入した太陽光発電設備で発電して消費した電力量について、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上であることを確認できる書類 ※2</p> <p>⑥業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料（1者のもので可）</p> <p>⑦事業実施場所の位置図及び、設備の配置予定図</p> <p>※1 添付書類②について                      当該資料に記載の取組を持って本事業の採択、不採択を決定いたします。                      そのため、補助事業完了後、実際に実施できる取組を記載いただくとともに「可能である」といった表現は避けていただきますようお願いします。</p> <p>※2 添付書類⑤について  <u>添付書類②の太陽光発電設備を利用した取組事項（交付申請書の別紙3）に記載いただく、補助施設の直近1年間で消費した電力量と、導入する太陽光発電設備で発電する見込みの電力量（1年間）を月別で確認できる資料の提出が必要です。具体的には、以下の資料を提出いただければ問題ありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月別の補助施設の電気使用量の明細の写し（補助施設の直近1年間で消費した電力量）</li> <li>・月別の年間発電シュミレーション（導入する太陽光発電設備での発電見込み電力量）</li> </ul>	<p>様式の改正に伴う変更</p> <p>審査会を廃止するため、加点のための資料は提出不要。</p> <p>審査会を廃止するため、加点のための資料は提出不要。</p>

新旧対照表（6／8）高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領 ※変更箇所（下線）

旧	新	摘要
<p><b>1 2. 補助事業の決定方法</b>  <u>提出のあった事業計画書を高知県太陽光発電設備等導入事業審査要領に基づいて県で審査を行い、同要領に基づく高知県太陽光発電設備等導入事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助事業の採択又は不採択を決定し、提出者に通知します。</u>  <u>選定された事業計画について、改めて補助金交付申請書を提出していただいた後、審査のうえ補助金の交付決定を行います。</u></p> <p><b>1 3. 事業採択の必須条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に所在する事業所に補助対象設備を自己所有で導入する事業であること。</li> <li>・ 既に補助対象設備の対となる一方の設備を導入している場合を除き、太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に導入すること。</li> <li>・ 施設の規模や収容人数に対して、導入する太陽光発電設備や蓄電池設備の規模が適正であること。</li> <li>・ 太陽光発電設備により発電した電力を売電しないこと。(FIT/FIP 以外の相対契約含む)</li> <li>・ 太陽光発電設備で発電した電力の内、50%以上を補助施設内で消費できること。</li> <li>・ 補助施設が事業完了後も耐震基準を満たすこと。また、補助事業選定後に補助金交付申請書を提出する時には、導入する施設が耐震基準を満たしていることを確認することができる書類を提出し、補助工事後の実績報告書提出時にも耐震基準を満たすことが分かる強度計算書を添付すること（導入前及び導入後の2回、建築士等による専門家の確認を受けることが必要です。）。</li> <li>・ 自らが所有する施設でない事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ること。</li> <li>・ 補助金の交付決定後、施工業者を決定する際には、入札や3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保すること。（交付決定前に工事や工事に係る契約に着手することはできません。）</li> <li>・ 環境価値を補助事業者に帰属させること。（J クレジット制度などの登録はできません）</li> <li>・ こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」の事業者登録を行うこと。</li> <li>・ 県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動へ協力すること。</li> </ul> <p>・ その他、県の交付要綱で認められる事業であること。</p> <p><b>1 4. 略</b></p>	<p><b>1 2. 補助事業の決定方法</b>  <u>提出のあった交付申請書について、内容に不備がないか、県で確認を行い、内容について問題がないと認められる場合には、資料を受理（受付）します。</u>  <u>その後、県にて内部処理を実施の上、交付申請書の受理から1月程度を目処に補助金の交付決定を行います。当該審査期間については、必要な内部審査に係る手続き等から原則圧縮することができないため、申請書の提出に際しては、その点ご留意の上、余裕をもった工期での申請にご協力をお願いします。</u></p> <p><b>1 3. 事業採択の必須条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に所在する事業所に補助対象設備を自己所有で導入する事業であること。</li> <li>・ 既に補助対象設備の対となる一方の設備を導入している場合を除き、太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に導入すること。</li> <li>・ 施設の規模や収容人数に対して、導入する太陽光発電設備や蓄電池設備の規模が適正であること。</li> <li>・ 太陽光発電設備により発電した電力を売電しないこと。(FIT/FIP以外の相対契約含む)</li> <li>・ 太陽光発電設備で発電した電力の内、50%以上を補助施設内で消費できること。</li> <li>・ 補助施設が事業完了後も耐震基準を満たすこと。また、補助事業選定後に補助金交付申請書を提出する時には、導入する施設が耐震基準を満たしていることを確認することができる書類を提出し、補助工事後の実績報告書提出時にも耐震基準を満たすことが分かる強度計算書を添付すること（導入前及び導入後の2回、建築士等による専門家の確認を受けることが必要です。）。</li> <li>・ 自らが所有する施設でない事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ること。</li> <li>・ 補助金の交付決定後、施工業者を決定する際には、入札や3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保すること。（交付決定前に工事や工事に係る契約に着手することはできません。）</li> <li>・ 環境価値を補助事業者に帰属させること。（J-クレジット制度などの登録はできません）</li> <li>・ こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」の事業者登録を行うこと。</li> <li>・ 県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動へ協力すること。</li> <li>・ <u>太陽光発電設備を利用した取組事項（先進的なカーボンニュートラルの取組、地域のレジリエンス向上への貢献、地域貢献活動の実施、優位性の構築）の内、2つ以上を実施すること（13ページ参照）。</u></li> </ul> <p>・ その他、県の交付要綱で認められる事業であること。</p> <p><b>1 4. 略</b></p>	<p>審査会を廃止するに当たり。審査していた項目を補助条件に追加</p>

新旧対照表（7/8）高知県太陽光発電設備等導入推進事業費補助金募集要領 ※変更箇所（下線）

旧	新	摘要
<p><b>15. 事業の繰越について</b>  「3. 事業期間」に記載のとおり、本事業における補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和8年2月27日（金）までとなります。  ただし、以下（1）から（3）の要件を全て満たすことを条件に、補助事業者に対して繰越しの承認を行う場合がありますのでご相談ください。  （1）補助事業選定通知を受領した後、令和7年11月7日（金）までに補助事業者から県に対して交付申請書が提出されていること。  （2）令和7年11月28日（金）までに、補助金繰越承認申請書が提出されていること  （3）補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由であること。</p> <p><b>16. 略</b></p> <p><b>17. 他の国の補助金等との併用について</b>  <u>令和7年度は、以下の予算額で補助事業を実施する見込みです。他国補助金との併用を予定されている場合は、交付状況などを鑑み、個別に対応を連絡しますので、事前にお電話でご相談ください。</u>  <u>&lt;参考：令和7年度の県予算（再掲）&gt;</u>  <u>60,000千円（一）15,000千円（国）45,000千円</u>  <u>※国費財源としては、内閣府が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び環境省が実施する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しています。</u></p> <p><b>18. 事業のスケジュール（想定）</b>  ・<u>10月31日（金）</u> 募集分締め切り  ・<u>11月上旬～中旬</u> 個別ヒアリング（必要に応じて）  ・<u>11月中旬</u> 高知県太陽光発電設備等導入事業費補助金審査会の実施  ・<u>11月下旬</u> 補助事業の選定、通知及び補助金交付申請受付開始  ・<u>12月中旬以降</u> 補助金交付決定、通知（受領後3週間後を目処に通知）・事業着手  ・<u>3者見積り後（速やかに）</u> 事業費等確定報告書の提出  ・<u>～2月下旬まで</u> 事業完了（引き渡し後、工事事業者への支払いまで完了）</p>	<p><b>15. 事業の繰越について</b>  「3. 事業期間」に記載のとおり、本事業における補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和9年2月26日（金）までとなります。  ただし、以下の（1）から（3）の要件を全て満たすことを条件に、補助事業者に対して繰越しの承認を行う場合がありますのでご相談ください。  （1）<u>令和8年11月6日（金）</u>までに補助事業者から県に対して交付申請書が提出されていること。  （2）<u>令和8年11月27日（金）</u>までに、補助金繰越承認申請書が提出されていること。  （3）補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由であること。</p> <p><b>16. 略</b></p> <p><b>17. 他の国の補助金等との併用について</b>  他国補助金との併用は補助対象経費が重複する場合には行えませんのでご注意ください。</p> <p><b>18. 事業のスケジュール（想定）</b>  ・<u>10月30日（金）</u> 募集分締め切り  ・<u>12月初旬以降</u> 補助金交付決定、通知（受領後3週間後を目処に通知）・事業着手  ・<u>3者見積り後（速やかに）</u> 事業費等確定報告書の提出  ・<u>～2月下旬まで</u> 事業完了（引き渡し後、工事事業者への支払いまで完了）  ・<u>～2月26日（金）</u>まで 実績報告書の提出  ・<u>～3月31日（水）</u>まで 補助金の支払い  ※ 事業完了前後で必要に応じて現地確認を実施する場合があります。</p>	<p>審査会がなく、交付申請受理＝選定のため</p> <p>国の財源の変更により重複は不可</p> <p>審査会を開催しないスケジュールに変更</p>

旧	新	摘要												
	<p>別記第1号様式の別紙3抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1350 289 2410 1016"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1350 289 2410 327">太陽光発電設備を利用した取組事項</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1350 327 1659 369">確認事項</th> <th data-bbox="1659 327 2410 369">取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 369 1659 533">先進的なカーボンニュートラルの取組</td> <td data-bbox="1659 369 2410 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 533 1659 697">地域のレジリエンス向上への貢献</td> <td data-bbox="1659 533 2410 697"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 697 1659 856">地域貢献活動の実施</td> <td data-bbox="1659 697 2410 856"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 856 1659 1016">優位性の構築 (自社の競争力を強化し、売り上げ・受注を拡大等)</td> <td data-bbox="1659 856 2410 1016"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1350 1016 2410 1138"> <b>【留意事項】</b>            申請に際しては、上記4つの取組項目の内、2つ以上を実施していただく必要があります。            また、上記に記載いただいた内容は、事業実施後に登録いただく「こちの脱炭素スタートサイト「こっから。」」への事業者登録において記載いただく内容となりますので、実現可能であり、かつ意欲的な取組の記載をお願いします。なお、記載内容が不十分な場合は、再検討いただくまで、申請を受付ができない可能性がありますので留意ください。         </p>	太陽光発電設備を利用した取組事項		確認事項	取組事項	先進的なカーボンニュートラルの取組		地域のレジリエンス向上への貢献		地域貢献活動の実施		優位性の構築 (自社の競争力を強化し、売り上げ・受注を拡大等)		<p>審査会を廃止するに当たり追加した補助条件についての参考</p>
太陽光発電設備を利用した取組事項														
確認事項	取組事項													
先進的なカーボンニュートラルの取組														
地域のレジリエンス向上への貢献														
地域貢献活動の実施														
優位性の構築 (自社の競争力を強化し、売り上げ・受注を拡大等)														